

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 23日

都道府県知事
玉城 康裕 殿

提出者

住 所 沖縄県沖縄市字登川610番地

氏 名 社会医療法人敬愛会 中頭病院
病院長 下地 勉

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 098-939-1300

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人敬愛会 中頭病院
事業場の所在地	沖縄県沖縄市字登川610番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	病床数：355床、1日平均入院患者数：336人 1日平均外来患者数：602人、年間手術件数：15,796件
③ 従業員数	1,300名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	※発生→分別までは別紙参照 院内清掃・院内廃棄物回収(委託)：沖縄美装管理株式会社 ↓ 感染性廃棄物保管庫へ保管 ↓ 収集・運搬(委託)：株式会社環境ソリューション ↓ 中間処理(委託)：焼却・中和 株式会社環境ソリューション ↓ 最終処分(委託)：埋立処分(管理型)株式会社久和建創

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
※別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	166 t	0.5 t
	(これまでに実施した取組) ・ 高圧蒸気滅菌処理装置を導入し排出量を抑制している（感染性廃棄物） ・ 感染性廃棄物と非感染性廃棄物の細分別化への取り組み。 ・ 新入職者への分別方法のオリエンテーションの実施。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	160 t	1 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 職員及び新入職者へのオリエンテーションを実施し廃棄物の分別の徹底について周知強化を行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 感染性廃棄物及び引火性廃油は他の廃棄物と分けけて保管している。 ・ 取り組みに関しては上記と同様。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 引き続き分別の徹底、職員への周知活動の強化を行う。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	166 t	0.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	166 t	0.5 t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な現場見学（適正処理確認） ・ 年に1回委託業者の評価、見直し検討 ・ 許可証の更新確認 ・ 委託業者研修会の実施 			

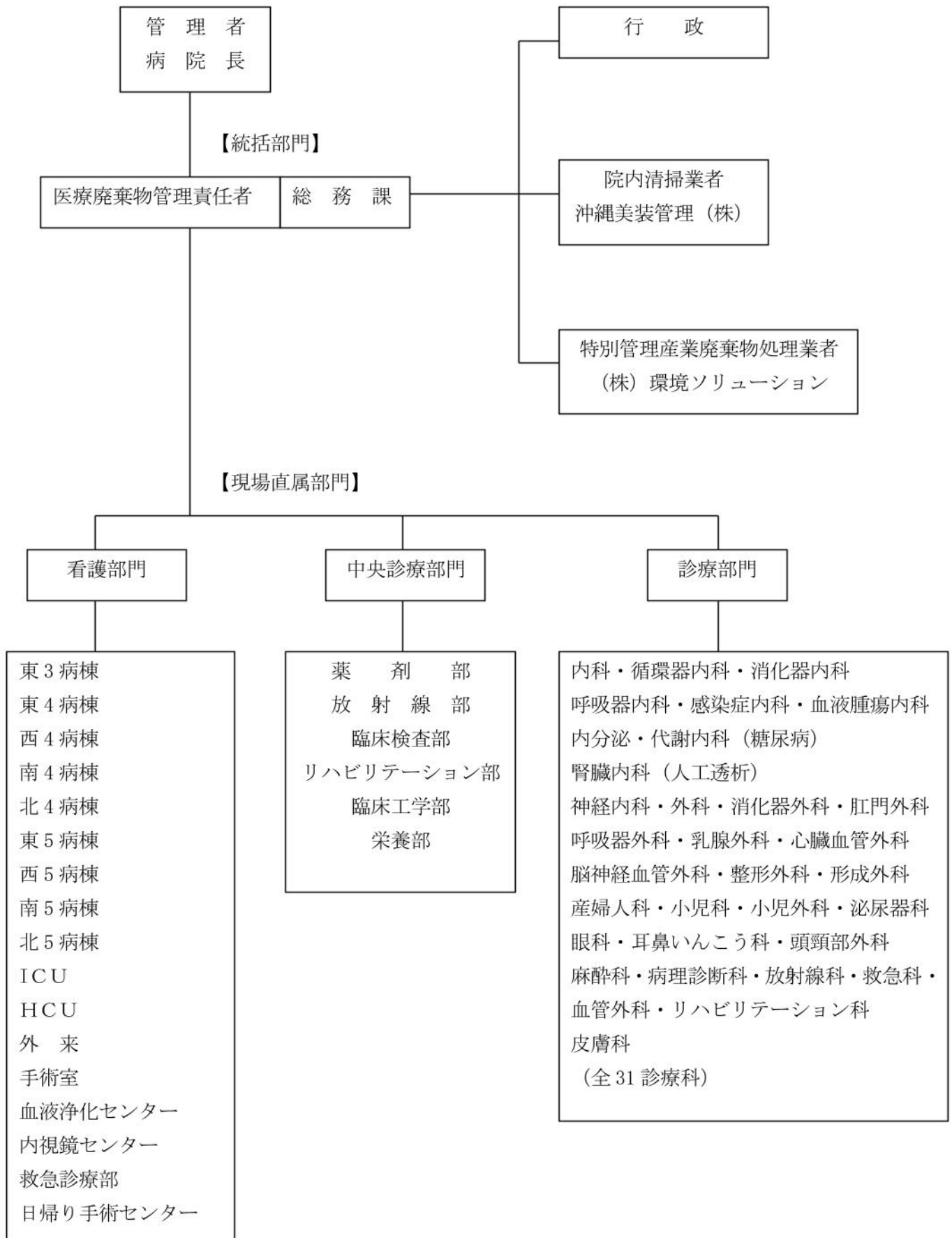
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	160 t	1 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	160 t	1 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な現場見学（適正処理確認）の継続 ・年に1回委託業者の評価、見直し検討の継続 ・許可証の更新確認 ・委託業者研修会の実施 		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和3年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	166	t
	(今後実施する予定の取組等) すべて電子マニフェストで対応する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

添付資料 1
〔管理体制図〕



添付資料 2

[各役割]

部 門	役 割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療廃棄物管理責任者 (統括部門) ・ 総務課 (統括部門) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理方法及び分別の周知、教育 ・ 下記の部門より報告を受ける ・ 産業廃棄物の発生から処分に至るまで統括的に把握管理 ・ 産業廃棄物の発生行程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・ 処理施設の定期的査察 ・ 行政に対する報告等 ・ 処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票 (マニフェスト) 等の管理 ・ 産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・ 各部署間の調整及び指示 ・ 廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 ・ 産業廃棄物の適正処理費用の確認 ・ 委託料金の支払方法による業者管理 ・ 上記内容を管理者へ報告
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場直属部門 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・ 産業廃棄物の分別 ・ 各現場の施設の維持管理点検等 ・ 保管庫の管理 ・ 上記内容を責任者へ報告